

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年1月29日(金) 午後1時30分から午後2時45分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p><b>【農業委員(出席14名、欠席5名)】</b>  出席委員：1番齊藤健一郎委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員  欠席：2番片山敏隆委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員</p> <p><b>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席2名)】</b>  出席委員：8番伊井一夫委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席16名)</p>
出席職員	猪又農業委員会事務局長、木島同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17番 委員
	1番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのについて  
No.53～No.57 5件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No.26～No.30 5件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No.43～No.53 11件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3029 1件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5029～No.5030 2件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.375～No.488 114件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.37～No.51 15件
- 議 第5号 令和2年糸魚川市賃借料の情報提供について
- 議 第6号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

### 日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員の5名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の8番伊井一夫委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p>
	<p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17番川内敏夫委員、1番齊藤健一郎委員を指名いたします。</p>
	<p><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p>＜報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて＞                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主任主事	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。                      53番下早川地区の件ですが、上覚地内の3筆30.43㎡について、原野になっております。                      54番浦本地区の件ですが、中宿地内の2筆491㎡について、資材置</p>

議長	<p>場になっております。</p> <p>55 番浦本地区の件ですが、中宿地内の1筆 49 m<sup>2</sup>について、資材置場になっております。</p> <p>56 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆 87 m<sup>2</sup>について、作業所敷地になっております。</p> <p>57 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆 27 m<sup>2</sup>について、住宅敷地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>26 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆 85 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>27 番上早川地区の件ですが、大平地内の5筆 1,685 m<sup>2</sup>について、耕作に不便なため休耕するものです。</p> <p>28 番西海地区の件ですが、水保地内の12筆 5,271.18 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>29 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆 120 m<sup>2</sup>について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>30 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆 422 m<sup>2</sup>について、遠方在住のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p>

議長	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
水島係長	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>43番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆1,322㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>44番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の1筆2,514㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>45番上早川地区の件ですが、大平地内の5筆1,685㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>46番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,713㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>47番西海地区の件ですが、来海沢、道平地内の2筆842㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>48番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆3,138㎡について、農地転用のため解約し、その後は農地転用するものです。</p> <p>49番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆1,065㎡について、農地転用のため解約し、その後は農地転用するものです。</p> <p>50番根知地区の件ですが、別所地内の1筆2,499㎡について、所有者が耕作するため解約し、その後は所有者が耕作するものです。</p> <p>51番根知地区の件ですが、別所地内の1筆2,499㎡について、所有者が耕作するため解約し、その後は所有者が耕作するものです。</p> <p>52番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,840㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>53番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,985㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。

続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。

### 日程第3＝付議事項

#### <議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

説明いたします。6頁をご覧ください。

3029番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆171㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、上小見集落開発センター近くの場所です。譲受人は、自己所有地と隣接する申請地を譲り受け、農地の集約を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

#### <議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について>

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。

説明いたします。7頁をご覧ください。

5029番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆365㎡について、

議長

石曽根主任主事

議長

議長

議長

議長

伊藤主査

	<p>住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道桜ヶ丘南7号線沿いの場所です。譲受人は、老朽化のため住宅を建て替えるにあたり、立地条件の良い申請地に建て替えたいものです。農地の区分は、エ(ア)-c (大和川土地区画整理事業の施行区域内である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5030 番糸魚川地区の件ですが、上刈6丁目地内の1筆 300 m<sup>2</sup>について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、糸魚川市消防本部近くの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、114件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが6件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長 石曽根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。12頁をご覧ください。</p> <p>395 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆 3,633 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>

	<p>396 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆5,993㎡について、更新するものです。</p> <p>397 番上早川地区の件ですが、北山地内の3筆2,154㎡について、更新するものです。</p> <p>398 番上早川地区の件ですが、北山地内の4筆2,857㎡について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員入室〕</p>
議長	<p>次に松澤一久委員の案件を審議します。松澤一久委員、退席をお願いいたします。</p> <p>〔松澤一久委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。16頁をご覧ください。</p>
	<p>410 番西海地区の件ですが、来海沢、道平地内の2筆842㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔松澤一久委員入室〕</p>
議長	<p>次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いいたします。</p> <p>します。</p> <p>〔稲葉委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>

石曽根主任主事	説明いたします。26 頁をご覧ください。 456 番能生谷地区の件ですが、槇地内の 1 筆 1, 779 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔稲葉委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。
石曽根主任主事	説明いたします。8 頁をご覧ください。 375 番下早川地区の件ですが、西谷内、上覚地内の 4 筆 7, 447 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。 376 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 3 筆 3, 509 m <sup>2</sup> について、更新するものです。 377 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 6 筆 10, 764 m <sup>2</sup> について、更新するものです。 378 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 1 筆 527 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。 379 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 3 筆 4, 317 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大、更新するものです。 380 番下早川地区の件ですが、四ツ屋地内の 2 筆 2, 647 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大、更新するものです。 381 番下早川地区の件ですが、清水山、滝川原地内の 6 筆 2, 596. 76 m <sup>2</sup> について、更新するものです。 382 番下早川地区の件ですが、赤沢圃場整備地内の 1 筆 4, 884 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。 383 番下早川地区の件ですが、赤沢圃場整備地内の 1 筆 2, 489 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。 384 番下早川地区の件ですが、赤沢圃場整備地内の 3 筆 5, 035 m <sup>2</sup> について、借り受けて規模拡大するものです。

- 385 番下早川地区の件ですが、下出地内の3筆2,476㎡について、借り受けて規模拡大、更新するものです。
- 386 番下早川地区の件ですが、五十原地内の3筆5,413㎡について、更新するものです。
- 387 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,917㎡について、更新するものです。
- 388 番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆1,405㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 389 番下早川地区の件ですが、見滝地内の1筆4,958㎡について、更新するものです。
- 390 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆550㎡について、更新するものです。
- 391 番上早川地区の件ですが、越地内の2筆1,055㎡について、更新するものです。
- 392 番上早川地区の件ですが、大平地内の5筆3,489㎡について、更新するものです。
- 393 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,632㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 394 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆1,713㎡について、借り受けて規模拡大するものです。
- 399 番大和川、西海地区の件ですが、大和川、羽生地内の10筆5,307㎡について、更新するものです。
- 400 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,875㎡について、更新するものです。
- 401 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆5,092㎡について、更新するものです。
- 402 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆3,570㎡について、更新するものです。
- 403 番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆2,702㎡について、更新するものです。
- 404 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆109㎡について、更新するものです。
- 405 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆4,873㎡について、更

新するものです。

406 番西海地区の件ですが、平牛地内の5筆2,693㎡について、更新するものです。

407 番西海地区の件ですが、平牛地内の12筆9,981㎡について、更新するものです。

408 番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆3,667㎡について、更新するものです。

409 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆777㎡について、更新するものです。

411 番西海地区の件ですが、来海沢地内の2筆1,212㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

412 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆1,868㎡について、更新するものです。

413 番西海地区の件ですが、羽生地内の2筆2,328㎡について、更新するものです。

414 番西海地区の件ですが、平牛地内の6筆6,351㎡について、更新するものです。

415 番西海地区の件ですが、平牛地内の6筆6,651㎡について、更新するものです。

416 番西海地区の件ですが、平牛地内の2筆5,012㎡について、更新するものです。

417 番西海地区の件ですが、平牛地内の1筆1,506㎡について、更新するものです。

418 番西海、糸魚川地区の件ですが、平牛、南押上2丁目地内の4筆1,769㎡について、更新するものです。

419 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

420 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆1,231㎡について、更新するものです。

421 番根知地区の件ですが、根小屋地内の7筆3,719㎡について、更新するものです。

422 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆4,142㎡について、更新するものです。

423 番根知、小滝地区の件ですが、根小屋、大所地内の4筆2,447.56㎡について、更新するものです。

424 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆1,292㎡について、更新するものです。

425 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆219㎡について、更新するものです。

426 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,798㎡について、更新するものです。

427 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆831㎡について、更新するものです。

428 番根知地区の件ですが、和泉地内の2筆2,572㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

429 番根知地区の件ですが、蒲池地内の4筆3,540㎡について、借り受けて規模拡大、更新するものです。

430 番根知地区の件ですが、蒲池地内の4筆2,136㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

431 番根知地区の件ですが、蒲池地内の1筆1,090㎡について、更新するものです。

432 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆910㎡について、更新するものです。

433 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆228㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

434 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆273㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

435 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆197㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

436 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆2,840㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

437 番今井地区の件ですが、西川原地内の2筆3,997㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

438 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,180㎡について、更新するものです。

439 番今井、青海地区の件ですが、岩木、須沢地内の13筆8,179.61

m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

440 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆492 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

441 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆469 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

442 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆482 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

443 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆472 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

444 番青海地区の件ですが、須沢地内の3筆1,469 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

445 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆466 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

446 番青海地区の件ですが、須沢地内の3筆1,436 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

447 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆716 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

448 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆509 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

449 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆624 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

450 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆570 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

451 番磯部地区の件ですが、徳合地内の6筆611 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

452 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆1,164 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

453 番能生谷地区の件ですが、小見地内の3筆4,247 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

454 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,002 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

455 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の2筆5,875 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

457 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆1,049㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

458 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆915㎡について、更新するものです。

459 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の2筆3,311㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

460 番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆1,886㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

461 番能生谷地区の件ですが、中野口、柱道地内の14筆5,702㎡について、更新するものです。

462 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆299㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

463 番下早川地区の件ですが、谷根地内の2筆2,890㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

464 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆647㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

465 番下早川地区の件ですが、五十原地内の1筆1,028㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

466 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、中野地内の11筆6,766㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

467 番下早川地区の件ですが、五十原地内の3筆2,419㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

468 番上早川地区の件ですが、越、中林地内の3筆826㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

469 番上早川地区の件ですが、中林地内の6筆3,929㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

470 番上早川地区の件ですが、中林地内の1筆166㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

471 番上早川地区の件ですが、中林地内の1筆169㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

472 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆2,433㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

473 番根知地区の件ですが、根小屋、和泉、栗山地内の7筆8,005㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

474 番根知地区の件ですが、東中地内の4筆7,174㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

475 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆2,405㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

476 番根知地区の件ですが、和泉地内の4筆5,882㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

477 番根知地区の件ですが、蒲池地内の3筆3,116㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

478 番根知地区の件ですが、山口地内の3筆1,780㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

479 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆2,121㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

480 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆887㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

481 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,328㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

482 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆779㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

483 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆1,766㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

484 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆2,065㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

485 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の3筆6,348㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

486 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の2筆1,919㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

487 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆2,117㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

488 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の3筆7,324㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長 井上委員	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 462 番についてですが、下限面積を下回っていますが大丈夫でしょうか。</p>
伊藤主査	<p>県に確認したところ、一応基準はありますが、畑として利用の場合は内容によって判断して良いと回答いただきましたので、今回出させていただきました。</p>
議長	<p>その他ご意見ございませんか。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第 4 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b> 議第 4 号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、15 件ございます。このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当するものが 2 件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。 〔大島委員退室〕</p>
議長 石曾根主任主事	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。35 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>38 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、土塩、中野、越、中林地内の 29 筆 18,383 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔大島委員入室〕</p>

議長	次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。 〔稲葉委員退室〕
議長	事務局の説明を求めます。
石曽根主任主事	説明いたします。38 頁をご覧ください。 44 番能生谷地区の件ですが、小見、藤後地内の 12 筆 21, 539 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔稲葉委員入室〕
議長	その他の案件について、事務局の説明を求めます。
石曽根主任主事	説明いたします。35 頁をご覧ください。 37 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 2 筆 2, 890 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 39 番根知地区の件ですが、東中地内の 1 筆 1, 175 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 40 番根知地区の件ですが、東中地内の 3 筆 5, 999 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 41 番根知地区の件ですが、和泉、栗山、別所、山口、蒲池地内の 15 筆 16, 354 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 42 番根知、今井地区の件ですが、根小屋、上野、西中地内の 6 筆 9, 170 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 43 番今井地区の件ですが、西川原地内の 1 筆 779 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 45 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の 4 筆 4, 933 m <sup>2</sup> について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるもので

	<p>す。</p> <p>46 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,509㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>47 番大和川地区の件ですが、大和川圃場整備地内の1筆637㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>48 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆5,460㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>49 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆525㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>50 番西海地区の件ですが、来海沢地内の1筆632㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>51 番西海地区の件ですが、水保地内の3筆2,552㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第5号 令和2年糸魚川市賃借料の情報提供について&gt;</b></p>
議長	<p>議第5号 令和2年糸魚川市賃借料の情報提供について説明を求めます。</p>
石曾根主任主事	<p>説明いたします。41頁をご覧ください。</p>
	<p>農地の所有者と借り手が賃借料を決定するうえで目安となるように、客観的で当面性が確保された情報を農業委員会が提供することとなっております。こちらの一覧表は、令和2年1月から令和2年12月までに契約、告示された水田の賃貸借契約において地区ごとに10a当りの賃借料の平均額、最高額、最低額を掲載したものです。前年より金額が上がったのが4地区、下がったのが6地区となります。変動する理由といたしまして、その年によって交わされる契約の傾向が異</p>

	<p>なること、また、お米で納めている場合には、一等米、二等米の引き渡し価格の平均を用いて現金換算しているため、平均額に影響が出るものと思われます。使用貸借契約や著しく高い金額、低い金額の契約は除いており、また、浦本地区、小滝地区、能生地区、木浦地区、青海地区は参考となる事例が少ないため、掲載しておりません。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第6号 農地法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について&gt;</b></p>
石曾根主任主事	<p>議第6号 農用法の規定による下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。43頁をご覧ください。</p> <p>下限面積は、農地法により農地の権利移動をするときには、農地取得後の経営面積が規定の面積以上になることが許可条件となっています。これを「下限面積」といいます。この下限面積は、通常は50a以上と定められていますが、地域の実情に応じて農業委員会の判断で下限面積を引き下げ別断面積を設定できることとなっており、当市でも設定しています。参考資料をご覧ください。下限面積を出すにあたり、農地法施行規則第17条に基づき現在の農家数が総農家数の概ね40%を下回らないように設定しています。</p>
水島係長	<p>以上のことから、設定を昨年度と変更なしとして提案いたします。補足説明いたします。</p>
	<p>一番下の、農地法施行規則第17条第2項により定める設定区域についてご説明いたします。遊休農地の解消と新規就農の促進のため、空き家に付随する農地をセットにした場合は、購入者が下限面積をクリアできない方でもその農地を取得できるように、その土地に限って下限面積のルールを時限的になしとするものです。この制度は全国的に広まっておりまして、この事例も、当市では2例目として登録されたものです。新たに農地付き物件として所有者から登録希望がありま</p>

<p>議長 荻野委員</p>	<p>したら、所定の手続きをいただき、担当地区委員と事務局で調査した上で総会でお諮りし、順次、農地を追加させていただくこととなります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>もし、取得した後に農地が不要になった場合、農家でない方に譲ることはできるのでしょうか。この辺りは農家でない方がたくさん住んでおられていますし、住宅密集地ですから、駐車場が足りない等で、転用をするということもあり得るのではないかと思います。</p>
<p>水島係長</p>	<p>空き家を取得する方が、付随する農地は不要となれば、空き家単体での契約となります。農地付き空き家ではなく、農地は通常の売買となり、下限面積に達した方だけが取得できるということになります。転用については、農地付き空き家を取得される際に、農地の部分を農地以外の用途として使う意思がある場合は、農地転用の手続きをしていただくこととなります。この制度は、地方に移住する際に農地も一緒に取得したいという声があったことから始まった制度で、現在は空き家と農地のセットでの取り扱いとなります。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次回農業委員会の日程について</b></p>

議長	・ 2/26(金) 午前9:30～ 市役所201・202 会議室
議長	イ その他  他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。